

NICE

WEB申請システム

- ・ 利用登録
- ・ 動作環境
- ・ ログインとマニュアル
- ・ 申請先について

目次

1. 利用者登録の手順	P.3
1-1 はじめに	P.3
1-2 ご利用登録の流れについて	P.3
2. 動作環境	P.7
3. ログインとマニュアル	P.8
4. 申請先について	P.10

1. 利用者登録の手順

■ ご利用をスタートするにあたってのご利用登録等について

1-1. はじめに

「NICE」をご利用いただくためには、利用者の登録(個人ごとのログインIDの取得)をしていただく必要があります。「NICE」では、メールアドレス1件につき「**1つのIDおよび1つのパスワード**」が付与されます。

オススメ! お客様の事業者内における複数の「NICE」ユーザでのご利用をご検討の方へ
～ 代表する方 おひとりが「NICE」の利用登録を行っていただく方法 ～

代表する方おひとりの方がHPから「NICE」の利用登録をしていただければ、その方の権限より「NICE」ログイン後の「社員管理」内の“追加”機能にて、社内の方を利用者等として自由に追加登録することができます。



また、第三者の方も利用者の登録をしていただいた上で共有の設定をしていただくことにより、同じ物件の閲覧等を行うことができます。お客様の社内での情報共有やご利用方法にあわせて、利用者登録方法をご検討ください。

1-2. ご利用登録の流れについて

静岡まちセンのホームページトップ画面 (<https://shizuoka-kjm.or.jp/>) のNICE「**はじめての方はこちら**」～システム概要・利用登録～」バナーをクリックしてください。



The screenshot shows the homepage of machisen. At the top, there is a search bar and navigation links. Below that is a main banner with the text 'えっ? 長期優良住宅って、経済的にもお得なの!?' and the machisen logo. Underneath the banner are several buttons: 'NICE WEB 申請システム', '高性能な 住まいづくり', '建築技術者 募集', '採用情報', and '即日交付'. In the 'Information' section, there is a list of recent news items. A red dashed box highlights a banner that says 'NICE はじめての方はここから ~システム概要・利用登録~'. Below this box is a button for 'NICE ログイン WEB申請システム'. A red arrow points from the highlighted banner to the login button.



このバナーをクリック

1. 利用者登録の手順

- ・「NICE WEB申請システムの説明画面」が表示されます。(図1-1)
- ・表示されている内容および添付されている資料等（システム概要、手数料のお支払い方法等）の**全てを必ず確認**してください。
- ・NICE WEB申請システムの利用登録を行っていただくためには、「**NICE利用登録はこちら**」ボタンをクリックしてください。
- ・お申込みをいただく時点で「まちなせんの個人情報保護方針」、「NICE WEB申請システムの利用・申込みの際の個人情報取得同意書」、「NICE WEB申請システム利用規約」の内容をご確認いただき、同意したものとみなします。

図1-1 「NICE WEB申請システムの説明」の画面



インターネットを利用した オンライン申請について

NICE
利用登録
はこちら

ココをクリック

申請種別	オンライン申請	
	電子申請	インターネットによる 専任申請
建築確認	全ての建築物、附属機、工作物	○
	各種検査	○
適合証明(フラット35)	○	○
住宅性能評価	○	—
長期優良住宅	○	○

1. 利用者登録の手順

「ご利用のお申込み」の画面が表示されます。（図1-2）

- ・必要事項（*は必須）を入力し、「登録内容の確認」ボタンをクリックしてください。

【お願い】

- ・パスワードは、英数混在で8文字以上としてください。
- ・パスワードは、NICE電子申請システム起動時に必要となりますので必ず控えておいてください。

図1-2 「ご利用のお申込み」の画面



ご利用のお申込み

ご担当者様の情報を入力後、「次へ」ボタンをクリックして下さい。
* は入力必須項目です。

貴社が既に当社のWEB申請システムをご利用されている場合は、貴社の社員管理機能が有効な方にて追加登録が可能（当社承認不要）ですので、社員管理画面から登録をお願いします。

会社名*	株式会社 NICEWEB設計
部署名	設計部
担当者名*	申請 太郎
担当者名フリガナ*	シンセイ タロウ
郵便番号*	550 - 0005 住所検索
住所*	大阪府 大阪府西区西本町1-7-29
電話番号*	06-6535-4270
電話番号(携帯)	090-0000-0000
FAX	06-6532-2074
メールアドレス*	mail@mail.co.jp
メールアドレス(確認)	mail@mail.co.jp
パスワード*	*****
パスワード(確認)*	*****

トップページへ 登録内容の確認

必要事項を入力

登録内容の確認をクリック

「お申込み内容の確認」の画面が表示されます。（図1-3）

- ・表示されている内容をご確認頂き、「登録」ボタンをクリックしてください。修正する場合は「登録内容を修正」ボタンをクリックしてください。

図1-3 「お申込み内容の確認」の画面



お申込み内容の確認

以下の登録内容でよろしければ「登録」ボタンを押して手続きを完了させてください。
修正する場合は「登録内容を修正」を押して登録内容を修正してください。

会社名*	株式会社 NICEWEB設計
部署名	設計部
担当者名*	申請 太郎
担当者名フリガナ*	シンセイ タロウ
郵便番号*	550-0005
住所*	大阪府 大阪府西区西本町1-7-29
電話番号*	06-6535-4270
電話番号(携帯)	090-0000-0000
FAX	06-6532-2074
メールアドレス*	mail@mail.co.jp

登録内容を修正 登録

登録をクリック

1. 利用者登録の手順

- ・「ご利用のお申込みを受け付けました」ことを確認してください。
- ・「トップページへ」ボタンをクリックしてください。

トップページへをクリック

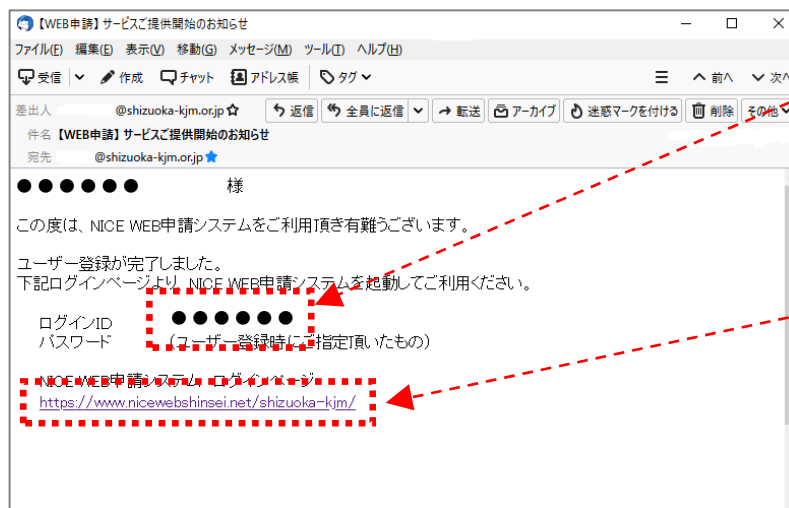
図 1 - 4



- ・お申込時のメールアドレス宛に『ユーザー登録申請受付のお知らせメール』が届きます。
- ・まちなせんにて内容確認（電話等によるご利用方法の確認連絡など）させて頂きました後、お申込時のメールアドレス宛に**ログインIDを送信**させていただきます。※数日かかる場合がございます。（図 1 - 5）
- ・送信させて頂きましたログインIDと、お申込時に設定されたパスワードにより、NICE電子申請にログインが可能となります。

図 1 - 5 メール件名：【WEB申請】 サービスご提供開始のお知らせ

【お願い】
このメールを
大切に保管
してください。



ログインID

ログインURL

- ・以上で利用者登録の作業は完了です。

請求先となる事業者の方へ ※代理申請者や構造計算を行う事業者の方を除く

手数料のお支払い方法について

現金払いやコンビニ払いではなく「**月締め払い**」となります。
※建築基準法・フラット35の事前相談を利用した「紙申請（本申請を紙面）」は除く。



NICE WEB申請システムにて各種申請を行っていただくためには、「**月締め払い**」が必須となります。月締め支払いに関する手続きがまだお済みでない方は、以下の専用ページから手続きを進めてください。

「**月締め支払**」手続き専用ページは、以下の方法があります。

- まちなせんHPトップの右下の「**月締め支払**」バナーから
- 右のQRコードからもアクセスできます。

月締め支払
手続きお申込み専用ページ



2. 動作環境

「NICE」をご利用いただけるパソコンの環境等は、以下のとおりです。

画面サイズ : 1500 × 835以上


ブラウザ : Google Chrome / Microsoft Edge / Fire Fox / Safari

表計算ソフト : Microsoft Excel ※建築工事届等の帳票を作成する際に必要です。


3. ログインとマニュアル

- ・まちセンのホームページのトップ画面の「NICE ログインWEB申請システム」バナーをクリックすると「<https://www.nicewebshinsei.net/shizuoka-kjm/system/>」にアクセスでき、「NICE WEB申請ログイン画面」が表示されます。（図2-4-1）

まちセンのホームページのトップ画面の「NICE ログインWEB申請システム」バナーをクリックしてください。



ログインはこのバナーをクリック



NICE ログイン
WEB申請システム

- ・NICE WEB申請システム新規登録時にメールで送信された「ログインID」と新規登録画面で入力した「パスワード」を入力し「ログイン」ボタンをクリックします。

図2-4-1 「NICE WEB申請ログイン画面」

まちセンNICE WEB申請

ログイン

すでに利用者登録されている場合はこちらからログインして下さい。

ログインIDと
パスワードを入力

ログイン

ログインをクリック

[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

- ・「初期画面」が表示されます。（図2-4-2）

図2-4-2 ログイン後の「初期画面」



※管理者の画面

- ・この画面（図2-4-2）を下側にスクロールすると、申請に必要な操作マニュアル等が掲載されています。（図2-4-3）

図2-4-3 ログイン後の「初期画面」の下側の部分



- 各種設定マニュアル
 - * パスワードの再設定
 - * パートナー管理
 - * 物件の共有
 - * NICE WEB申請システム画面構成
 - * 物件の作成
 - * 申請情報(署名方法、申請先、支払方法、請求先、受取方法ほか)の設定
 - * 申請書副本の取扱いと、製本サービス (ほか)
- 申請種別ごとの操作マニュアル
 - * 建築確認の申請方法 → 操作マニュアル（建築基準法・適合証明編）
 - * 検査(中間・完了)の申請方法 → 操作マニュアル（建築基準法・適合証明編）
 - * 適合証明の申請方法 → 操作マニュアル（建築基準法・適合証明編）
 - * 性能評価の申請方法 → 操作マニュアル（性能評価編）
 - * 長期優良の申請方法 → 操作マニュアル（他業務編）
 - * 低炭素建築物認定の申請方法 → 操作マニュアル（他業務編）
 - * 性能向上認定の申請方法 → 操作マニュアル（他業務編）
 - * BELSの申請方法 → 操作マニュアル（他業務編）
 - * 省エネ適判の申請方法 → 操作マニュアル（他業務編（省エネ適合性判定））
 - * 各種証明書発行業務の申請方法 → 操作マニュアル（他業務編）

4. 申請先について

- ・事前相談を申請する際に**申請先と支払方法を選択**して頂きます。
- ・速やかに審査担当を配分する為にも、各申請により**下表のとおり申請先と支払方法を選択**してください

業務種別	本申請種別 (署名方法)	申請先	支払い方法
建築基準法 (確認・検査※) <small>※当センターで確認済証を交付したものに限り</small> 適合証明 (設計・現場) <small>(当センターで確認済証を交付又は交付予定の建築物に限る)</small>	紙申請 (2ステップ) ①事前相談 : 電子申請 ②本申請 : 紙面で提出	全事務所・支所 ・中部事務所(静岡市) ・藤枝支所 (藤枝市) ・西部事務所(浜松市) ・袋井支所 (袋井市) ・東部事務所(沼津市) ・富士支所 (富士市) ・甲府事務所(山梨県)	紙申請 ・月締め払い※ ・現金払い ・コンビニ払い
	電子申請 (2ステップ) ①事前相談 : 電子申請 ②本申請 : 電子申請		電子申請 <small>(本申請を電子申請)</small> 「月締め」 払いのみ※

業務種別	本申請種別 (署名方法)	申請先	支払い方法
省エネ適合性判定 住宅性能評価 長期使用構造等確認 低炭素建築物技術的審査 BELS評価 性能向上計画認定 (省エネ法35条) 認定表示 (省エネ法41条)	電子申請 (2ステップ) ①事前相談 : 電子申請 ②本申請 : 電子申請 電子申請 (1ステップ) 本申請 : 電子申請 ★事前相談なし	本所	電子申請 <small>(本申請を電子申請)</small> 「月締め」 払いのみ※

業務種別	本申請種別 (署名方法)	申請先	支払い方法
住宅省エネルギー性能証明書 (2024.4.1開始) ・戸建住宅 ・併用住宅 ・共同住宅 ※併用住宅は除く	電子申請 (1ステップ) 本申請 : 電子申請 ★事前相談なし	全事務所・支所 ・中部事務所(静岡市) ・藤枝支所 (藤枝市) ・西部事務所(浜松市) ・袋井支所 (袋井市) ・東部事務所(沼津市) ・富士支所 (富士市) ・甲府事務所(山梨県)	電子申請 <small>(本申請を電子申請)</small> 「月締め」 払いのみ※
		本所	

※ 「月締め払い」は、別途、申込手続きが必要です。
 詳しくは、当センターHP内の「月締め支払」バナー (左図) よりご覧ください。

月締め支払
 手続きお申込み専用ページ

申請先の選択についてご注意ください



- ・申請先は、申請する方が各申請の物件ごとに**申請先を選択**します。
- ・NICE WEB申請システムが**自動的に選択するわけではありません**ので、ご注意ください。
- 申請先の選択方法の詳細は「操作マニュアル (共通事項編)」等を参照してください。